

定数改善計画の策定、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。現在、社会状況の変化により、学校では一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。

日本は、OECD諸国の中で、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画が実施された平成17年度以降10年以上もの間、国による改善計画のない状況が続いています。全国の多くの自治体において、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。

一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や、学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員の定数改善計画を策定し早期に実施することが必要です。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され教育条件格差が生じています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、子どもたち一人ひとりに教育の機会を保障し、教育水準の維持向上を図るために、政府におかれましては、下記の通り実現されますよう強く要望します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、第8次教職員定数改善計画を早期に策定し実施すること。
2. 教育の機会均等の保障と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年12月20日

福岡県筑紫郡那珂川町議会

内閣総理大臣 様
文部科学大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様